



高槻市マスコットキャラクター
はにたん

地域における 商業の活性化に 関する条例のご案内



市長メッセージ

地域に根ざした商業の 活性化に向けて

高槻市長 濱 田 剛 史

これまで地域の商店街や小売市場は、単に買物の場となるだけでなく、「地域コミュニティの核」として様々な役割を果たしてきました。

しかし近年、地域商業を取り巻く環境は全国的に厳しい状況にあります。購買力の落ち込みや郊外大型店の出店、また店主の高齢化や後継者難といった様々な課題により、地域に根ざした商業の衰退が懸念されています。

また、全国展開のチェーン店や大手企業が運営する店舗の増加に伴い、商店街や小売市場等の活動に協力的でない事業者も見られます。

こうした背景を踏まえ、本市では、地域商業の衰退に歯止めをかけるとともに、商業者による地域貢献活動を促進するため、平成18年に「地域における商業の活性化に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、経済団体、商店会をはじめ、行政、事業者、市民等が一体となり、地域商業の振興のための取組を進めています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



商店街・小売市場はにぎわいまちの担い手です



高槻市は、地域商業の持続的な発展を図り、商店街や小売市場が地域の核として、にぎわいや交流の場となるよう支援するため「地域における商業の活性化に関する条例」を平成18年12月20日に制定しました。

今、商店街・小売市場の役割が見直されています

身近な買物の場所として、にぎわいをつくることはもちろんのこと、地域の安全活動に取り組んだり、祭りやイベントを行うなど「地域コミュニティの核」として、さまざまな可能性が広がっています。商店街・小売市場は、多くの人が集まる交流の場であり、住み良い街づくりのためのプラットフォームです。

条例のポイント

- 事業者は商店会に加入し、その活性化と事業への協力に努めること。
- 商店会は安全で快適な商業空間の整備を図り、地域社会の核としてにぎわいの創出に努めること。
- 大型店は経済団体に加入し、地域貢献活動へ参画するよう努めること。
- 経済団体は地域における商業の持続的な発展を図り、地域社会へ貢献するよう努めること。
- 市は事業者・商店会及び経済団体と連携して、必要に応じた施策を実施すること。



事業者＝商店街若しくは小売市場において商業を営む者又は大型店を営む者

商店会＝商店街振興組合、事業協同組合その他の小売商業者等の団体

大型店＝店舗面積が500㎡以上の店舗

経済団体＝商工会議所、商業団体連合会その他これに類する団体

まちのにぎわいのために、このような活動が行われています



商業基盤の整備

- 1 アーケード、カラー舗装、街路灯、放送設備などの整備・維持管理

防犯活動、環境活動

- 4 防犯カメラの設置、夜警パトロール、清掃活動、放置自転車防止啓発

イベントやお祭り

- 2 高槻まつり、天神まつり、高槻シティ国際ハーフマラソン、夏祭り、高槻ジャズストリート、たかつきアート博覧会等の開催・協力

販売促進活動

- 5 福引抽選会、大売り出し、装飾（フラッグ、のぼり等）

コミュニティ施設の運営

- 3 ホール、会議室、和室等の貸し出し

情報発信

- 6 ホームページの運営、マップの製作



これ以外にも、様々な地域貢献活動や地域商業の活性化が進められています。

一 地域における商業の活性化に関する条例一

平成18年12月20日 条例第45号

(目的)

第1条 この条例は、地域における商業の活性化に関する基本的事項を定めることにより、地域に根ざした商業の基盤の強化を図り、その持続的な発展を促進し、もって市民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 商店街若しくは小売市場において商業を営む者又は大型店を営む者をいう。
- (2) 商店街 小売商業等が集積している地域をいう。
- (3) 小売市場 小売商業調整特別措置法(昭和34年法律第155号)第3条第1項に規定する小売市場その他これに準ずるものをいう。
- (4) 大型店 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項に規定する店舗面積が500平方メートル以上の店舗をいう。
- (5) 商店会 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する事業協同組合その他の小売商業者等の団体をいう。
- (6) 経済団体 商工会議所法(昭和28年法律第143号)に規定する商工会議所、商業団体連合会その他これに類する団体をいう。

(基本方針)

第3条 地域における商業の活性化は、事業者自らの創意工夫と努力のもと、事業者、商店会、経済団体及び市が協働し、市民の理解と協力を得ながら行うものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、魅力ある店づくりが地域における商業の活性化に資することから、商店会及び経済団体との連携を図りながら、自らの事業の発展に努めるものとする。

- 2 商店街及び小売市場において商業を営む者は、商店会へ加入すること等により、商店街及び小売市場の活性化を図るよう努めるものとする。
- 3 商店街及び小売市場において商業を営む者は、商店会が商店街及び小売市場の活性化に寄与する事業を行うときは、応分の負担をすること等により当該事業に協力するよう努めるものとする。
- 4 大型店を営む者は、地域において商業を営む者の一員として、経済団体に加入すること等により、地域における商業の持続的な発展に寄与するとともに、地域活動等へ参画するよう努めるものとする。

(商店会の責務)

第5条 商店会は、商店街及び小売市場が市民生活の利便性を向上させ、安全で快適な商業空間となるようその整備に努めるものとする。

- 2 商店会は、商店街及び小売市場が地域における核としてにぎわいを創出し、市民の交流の場となるようその活性化を図るものとする。
- 3 商店会は、事業者の加入を促進し、その組織基盤の強化に努めるとともに、商店会相互の連携を図るものとする。
- 4 商店会は、加入者等に対してその事業内容及び経理内容を明らかにしなければならない。

(経済団体の責務)

第6条 経済団体は、事業者に対する支援、地域における商業の活性化に寄与する事業等を行うことにより地域における商業の持続的な発展を図るとともに、地域社会へ貢献するよう努めるものとする。

- 2 前条第4項の規定は、経済団体について準用する。

(市の施策)

第7条 市は、事業者、商店会及び経済団体の自主活動と連携して、第3条に規定する基本方針にのっとり、必要に応じ次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 融資のあっせんに関すること。
- (3) 助成金の交付に関すること。
- (4) 人材の育成に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める施策

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

お問い合わせ先

高槻市産業環境部産業振興課

高槻市桃園町2-1(高槻市総合センター9階)

TEL:072-674-7411 FAX:072-675-3133